

『学生納付特例事務法人』の指定の手続きについて

学校等

【法人の場合】

- ・学生納付特例事務法人指定申出書
- ・登記簿謄本（又は登記事項証明書）
- ・事務取扱規程（又はこれに準ずる書類）

【国及び地方公共団体の場合】

- ・学生納付特例事務取扱申出書

①提出

④交付

【法人の場合】

- ・学生納付特例事務法人指定通知書

【国及び地方公共団体の場合】

- ・学生納付特例事務確認通知書

⑤契約締結 ※

日本年金機構
北海道地域部

【法人の場合】

- ・学生納付特例事務法人指定申出書
- ・登記簿謄本（又は登記事項証明書）
- ・事務取扱規程（又はこれに準ずる書類）

【国及び地方公共団体の場合】

- ・学生納付特例事務取扱申出書

②送付

③送付

【法人の場合】

- ・学生納付特例事務法人指定通知書

【国及び地方公共団体の場合】

- ・学生納付特例事務確認通知書

厚生労働省
北海道厚生局

※事務法人の指定後、日本年金機構北海道地域部と代行事務の契約締結（⑤）を行うこととなります。
これは学生から提出される学生納付特例申請書を学校側が代行して受付事務を行うため、その手数料（500円／1件）をお支払いするための契約です。（国及び地方公共団体の場合は、公務で代行事務を行っていただくため、手数料の支払いが発生せず、契約手続きは必要ありません。）